

表① 2-1 公認心理師の法的義務と罰則および行政処分

公認心理師の法的義務	罰則	行政上の処分
信用失墜行為の禁止 (40 条)	なし	登録の取り消し、又は期間を定めて公認心理師の名称及びその名称中における心理師という文字の使用の停止 (32 条 2 項)
秘密保持義務 (41 条)	1 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金(46 条)ただし、告訴されなければ処罰はない	
医師、教員らとの連携義務 (42 条 1 項)	なし	なし
要支援者に当該支援に係る医師の指示を受ける義務 (42 条 2 項)	なし	登録の取り消し、又は期間を定めて公認心理師の名称及びその名称中における心理師という文字の使用の停止 (32 条 2 項)
資質向上の義務(43 条)	なし	なし
名称の使用制限(44 条及び 32 条 2 項の該当者)	30 万円以下の罰金 (49 条 2 号)	なし

K 信用失墜行為の禁止、多重関係、倫理的ジレンマ

を言う。たとえば、要支援者の自己決定は尊重するべきであるが、客観的にみてその決定が妥当かどうか疑われる場合に、対応については葛藤が存在することとなる。これらは、多職種連携など複数の専門家が係わる場合のそれぞれの専門性からの意見の相違などの場合も相当する。第 43 条では、これらの業務を行う公認心理師は、常に知識や技能などの資質の向上の責務について触れている (→② 1)。日々の業務に慣れてくると、ともすればおざなりになりかねないので、研鑽の姿勢は持ち続けることが必要である。その姿勢があつてこそその信用となるとも言えよう。表① 2-1 に公認心理師の法的義務と罰則などについてまとめて示しておく。

(川瀬正裕)

文献

公認心理師法 (2015) 官報 (2015 年 9 月 16 日)。
 一般社団法人日本臨床心理士会 (2009) 一般社団法人日本臨床心理士会倫理綱領。
http://www.jsccp.jp/about/pdf/sta_5_rinrikouryo20170515.pdf